平成２６年（フ）第１１６号
神奈川県横須賀市衣笠栄町１丁目５番地　玉寿々第二ビル３Ｆ
債務者　中村　恵子（旧姓中津）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１２３号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番16―606号
債務者　岩崎　　力
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１２４号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80番16―606号
債務者　岩崎　綾子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１０６７号
名古屋市中川区供米田２丁目1401番地　グランドメゾン貝沼103号
債務者　朝倉みどり（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０６８号
名古屋市中川区供米田２丁目1401番地　グランドメゾン貝沼103号
債務者　朝倉　唯圭
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０９号
栃木県宇都宮市新町２丁目２番14号、前住所大阪府茨木市北春日丘３丁目８番19号
債務者　井上　真弓
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３７号
栃木県河内郡上三川町しらさぎ２丁目11番地２
債務者　仲谷　光春
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４５号
栃木県宇都宮市兵庫塚３丁目13番４号
債務者　髙徳　裕一
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３６６号
栃木県宇都宮市野沢町156番地６
債務者　玉橋　　暁
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７４号
栃木県宇都宮市鶴田町453番地81　リバーハイツ東沢202、前住所栃木県宇都宮市戸祭２丁目４番16号　和尚塚ハイツ405号
債務者　横山　一志
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７７号
栃木県宇都宮市明保野町３番２号　サマックスあけぼの201、前住所宮城県仙台市太白区中田５丁目７番５―806号
債務者　伊東　三和（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８３号
栃木県日光市板橋1878番地286
債務者　伊東　　泉（旧姓茂呂澤）
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３９号
岐阜県高山市新宮町1694番地１　カメオ新宮
債務者　玉崎　耕司
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後４時
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
岐阜県高山市西之一色町３丁目1862番地22　勝栄ハイツＣ号室
債務者　河合　敏和
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月30日午後３時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
静岡県牧之原市細江1476番地１　リバティーハイツ中山Ｅ―３
債務者　森薗由美子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８２９３号
千葉県市原市光風台３丁目382
債務者　菊田　美雪（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部